

福祉社会をひらく 県社協60年

【第十一回】社会福祉の質の向上を目指して

—社会福祉施設との協働による取り組み—

社会福祉協議会は、その成り立ちにおいても、現在の社会福祉法による規定においても、一定の地域において、公私の社会福祉事業関係者が会員として参加して組織されるものと位置づけられています。本号では、これまでの社会福祉施設関係者による部会・協議会活動などを振り返り、今後の本会における社会福祉施設の活動の方向性を探ります。

福祉施設は社協組織の基本的構成員

都道府県社協は、社会福祉法で、都道府県の区域内において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、社会福祉事業従事者の養成研修、社会福祉事業経営に関する指導および助言などを行うことが位置づけられています。

本会も昭和二十六年の設立当初から、民生委員部会・地域部会とともに、施設部会が設置され、社会福祉施設関係者が会員となつて

◆設立当初 (S26)

- 施設部会
 - 第一分科会 (児童福祉事業)
 - 第二分科会 (経済保護事業)
 - 第三分科会 (医療保護事業)
 - 第四分科会 (生活保護事業)
 - 第五分科会 (保育所)
 - 第六分科会 (団体)

◆現在 (H23)

- 施設部会
 - 児童福祉施設協議会
 - 母子生活支援施設協議会
 - 保育協議会
 - 老人福祉施設協議会
 - 障害福祉施設協議会
 - 社会就労センター協議会
 - 福祉医療施設協議会
 - 更生福祉施設協議会
 - 地域生活施設協議会
 - 介護老人保健施設協議会

課題に応じた研究協議や研修

きました。施設部会は、児童福祉事業・経済保護事業・医療保護事業・生活保護事業・保育所・団体の六つの分科会に分かれて、活動を開始しました。団体分科会は、昭和二十八年度には施設部会から独立し「団体部会」となり、現在は「経営者部会」と改称しています。施設部会の分科会は、その後、協議会と名称を変え、現在では十の種別ごとの協議会に分かれて活動を行っています。それぞれの種別の施設関係者が集い、協議し、さまざまな調整を行ったり、自主的な研修を企画し、実施してきました。

施設部会や各協議会(分科会)で取り組まれてきた研究や研修テーマなどを追ってみると、福祉施設を取り巻く状況が見えてきます。処遇改善や人材確保に係るテーマは、団体部会での「民間社会福祉事業施設従事者の退職



昭和34年に藤沢市で行われた「児童福祉ソフトボール大会」の熱戦の様子。市内の児童福祉施設や家庭で生活する子ども、同施設や社協職員、地域住民ら計200名を超える参加がありました(出典)福祉タイムズ87号・昭和34年7月

金制度確立に関する研究」施設部会での「定期昇給研究委員会」、老人福祉分科会「寮母および調理員の勤務時間に関する調査」など、古くから取り組まれ、その後も時代ごとに見直されてきた課題でした。

また、社会福祉事業や社会福祉法人のあり方についても、大きな研究課題の一つでした。昭和四十九年には、団体部会に「社会福祉施設と地域福祉のあり方研究委員会」を設置し、施設と地域との橋渡し役としてボランティアが期待されること、地域住民に対して、集会所・講堂・運動場などの施設設備を提供することや、福祉専門職としての職員の専門知識を地域住民に提供することなどが期待されるという研究報告をしています。

協議会(分科会)の研修テーマからは、福祉サービス利用者の抱える課題の多様性も見てとれます。母子寮分科会(現在の母子生活支援施設協議会)では、平成九年度に「外国